

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00589

国 名：コンゴ民主共和国

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

調達件名：コンゴ民主共和国ウイルス性出血熱の早期探知・警戒・対応に向けたワンヘルスサーベイランス強化プロジェクト（業務調整／診断薬展開）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：業務調整／診断薬展開
- （2） 格付：3号
- （3） 業務の種類：業務調整
- （4） 在勤地：キンシャサ
- （5） 全体期間：2026年2月中旬～2028年4月下旬
- （6） 業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

ウイルス性出血熱は、発生した場合の重篤さ、社会や経済に与える影響も甚大であることから、早期探知・対応体制の整備、社会的・経済的な影響を最小限に抑えることは国際的な公衆衛生の観点からも非常に重要である。コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」）及びザンビアでは未だ感染症の疾病負荷が高く、政策的優先度が高い一方、感染症対応能力は未だ限定的である。

我が国は両国における感染症分野の複合的な課題や両国における政策的優先度を踏まえ地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）¹を通じて、マールブルグウイルス及びクリミア・コンゴ出血熱ウイルス等の検出・血清疫学

¹ 「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」（2013-2018、ザンビア）、「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」（2019-2024、コンゴ民・ザンビア）

調査方法開発、浸潤状況確認等、感染症の研究及び探知能力強化を行った。加えて、エボラ出血熱及びマールブルグウイルス病については、迅速診断キットを開発し、エボラ出血熱については、QuickNavi™- Ebola(デンカ株式会社と北海道大学の共同研究、以下「キット」という)が臨床検体での評価及び日本国内の製造販売承認に至った。さらに、コンゴ民保健省によるキットの使用承認を取り付けた。

本事業では、コンゴ民及びザンビアの高リスク地域の病院等にキットを配置し、出血熱の早期探知・警戒・対応にかかる実証を行う。また事業において開発した検査や診断法に関し、標準作業手順書(SOP)、研修教材、症例定義等をまとめ、ガイドライン化し、ワークフローへの組み込みを目指す。事業期間を通じて、対象国外を含め出血熱疑いが発生する際は、キットの活用を試み、成果の発信を行う。このような取り組みを通じて、コンゴ民・ザンビアや周辺国において出血熱が発生した際の早期発見と対応に関する体制構築を支援する。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

- ・プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入(日本の投入のみならず、先方の投入も)計画的に執行され、プロジェクトの成果が計画通りに実施される。
- ・プロジェクトの技術移転が円滑かつ効果的に実施される。
- ・日本側の事務、会計、庶務、広報が規定どおりにかつ効果的に行われる。
- ・進捗状況に対応した各種報告書が遅延なく提出される。

4. 業務の内容

- ① 業務主任者の行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめの補佐を行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理補佐を行う。
- ③ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ④ 提出する報告書の作成にあたり、業務主任者を補佐する。
- ⑤ プロジェクトの月次報告書を作成し、業務主任者に確認のうえ提出する。
- ⑥ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑦ プロジェクトの専門家の行う技術移転(特に、検査・診断法をワークフロー

に組み込むためのコンゴ民保健省との調整、ザンビアにおけるキット承認手続き、アフリカ域内での活用に向けた関係機関との協議）に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。

- ⑧ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、業務主任者と連携し、その解決にあたる。
- ⑨ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑩ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑪ 年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、カウンターパートの配置、相手国の予算等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	技術移転（検査・診断法をワークフローに組み込むためのコンゴ民保健省との調整、ザンビアにおけるキット承認手続き、アフリカ域内での活用に向けた関係機関との協議）の具体的支援方法	4. 業務の内容 ⑦
2	ザンビアにおける案件管理を遠隔で効率的に行う具体的な方法 (本案件はコンゴ民・ザンビア両国で実施し、ザンビアには業務調整員の設置は行わないため)	4. 業務の内容 ⑧

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	開発分野の国内外における業務調整、保健医療分野の国内外における業務経験
語学の種類	仏語及び英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
月報 ²	プロジェクト開始後毎月月初	人間開発部（CC:コンゴ民・ザンビア事務所）	一	日本語	電子データ
3カ月報告書	渡航開始より3カ月ごと ³	国際協力調達部（CC:人間開発部）	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部（CC:人間開発部、コンゴ民・ザンビア事務所）	一	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、コンゴ民・ザンビア事務所）	1部	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 4 月中旬頃出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る長期現地業務従事者は本専門家のみです。

本業務に係る短期現地業務従事者は以下の通りです。

ア 業務主任者

イ その他プロジェクトに必要な専門家

※ ア～イは別途締結している業務実施契約に基づき実施。

² 業務主任者に確認を取り付けたうえで提出する。最初の報告書はプロジェクト開始後翌月月初とする

³ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・詳細計画策定調査 最終報告書

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・先行案件①：ODA見える化サイト・ザンビア「アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」（2013年6月～2018年5月）

アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト
ODA見える化サイト

- ・先行案件②：ODA見える化サイト・コンゴ民・ザンビア「アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」（2019年6月～2024年9月、事業事前評価表、プロジェクトニュース他）

アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究
ODA見える化サイト

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年1月7日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年1月19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年1月22日16時30分～17時30分
4	評価結果の通知	2026年1月27日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：コンゴ民主共和国ザンビア国ウィルス性出血熱の早期探知・警戒・対応に向けたワンヘルスサーベイランス強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号 25a00093）の受注者（株式会社国際開発センター）及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
(2) プrezentーション資料提出部数 : 1部
(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プrezentーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いた

だきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等 :

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬 :

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,531,000	1,750,000
	個人	1,235,000	1,454,000

② 教育費 :

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／現地校		371,500	403,500

③ 住居費 : 4,000 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,527,034 円／人

（2） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>を参照願います。

（3） 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし（プロジェクト車両調達予定）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：あり
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

（4） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所・ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（5） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA コンゴ民事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記

載は不要です)。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（6）その他留意事項

- 1) 本案件はコンゴ民、ザンビア 2 か国で実施します。本専門家はコンゴ民を中心活動の上、ザンビア側の案件管理も実施いただきます。必要に応じて、ザンビアへの短期出張の可能性もあります。また、業務調整員の活動場所は紛争影響地域外（コンゴ民キンシャサ）を想定しており、報酬単価は紛争地域外の単価を採用します。しかし、プロジェクトの活動の一環で紛争影響地域の報酬単価適応エリアに数日間出張のため渡航するという可能性があります。
- 2) 派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：コンゴ民主共和国(コンゴ民)、ザンビア共和国(ザンビア)

案件名：

(和名) ウィルス性出血熱の早期探知・警戒・対応に向けたワンヘルスサーベイ
ランス強化プロジェクト

(英名) Project for Strengthening One Health Surveillance for Early Detection,
Alert and Response System of Viral Hemorrhagic Fever

(仮名) Projet de Renforcement de la Surveillance Une Santé pour la Détection
Précoce, l'Alerte et le Réponse à la Fièvre Hémorragique Virale

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エボラ出血熱やマールブルグ病などのウィルス性出血熱は、発生頻度こそ比較的低いものの、発生した場合の重篤さが非常に高く、社会や経済に与える影響も甚大である。これらの疾患は、感染者の高い致死率や急速な感染拡大の可能性があるため、公衆衛生上の重大な脅威とされ、社会・経済活動を停滞させる要因となり得る。したがって、ウィルス性出血熱を迅速に探知し、対応する体制を整備し、社会的・経済的な影響を最小限に抑えることは、国際的な公衆衛生の観点からも非常に重要である。

コンゴ民では、エボラ出血熱のアウトブレイクが1976年以降過去15回⁴を数えるなど、熱帯雨林気候や急速な森林伐採等による気候変動の影響等、人獣共通感染症のアウトブレイクが起こりやすい要素を複合的に有している。広大な国土を有する一方で、ガバナンス体制は脆弱であり、感染症の対応能力は十分ではない。

ザンビアでは、エイズや結核をはじめとした感染症が依然として主要な死亡要因となっており、コンゴ民を含む国境を接する国々から、新興・再興感染症の流入の可能性が指摘されている。現時点ではザンビアにおいてマールブルグ病のヒトへの感染事例は確認されていないものの、国内の洞窟に生息するコウモリからウイルスが検出される等、いつアウトブレイクが起きてもおかしくない状況にあり、当局は洞窟の周辺で積極的疫学調査を行う等、危機感を高めている。

コンゴ民の「国家保健・社会保障開発計画 (PNDS-PS 2024-2033)」ではユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成を目指し、国民の罹患率・死亡率の減少、健康安全保障などを目標とし、公衆衛生上の緊急事態およびリスクに対する保健システムの強靭性強化や、地域保健に焦点を当てたプライマリヘルスケア(PHC)アプローチ

⁴ [The Democratic Republic of Congo declares the end of 15th Ebola outbreak. WHO AFRO](#)

による質の高い保健サービスの改善などが、基本方針として掲げられている。ザンビアでは「国家保健戦略計画(NHSP 2022-2026)」において、社会・健康的かつ生産的な国民の国を目指し、優先政策として、感染症やPHC強化等が掲げられている。

このような各国の疾病構造や政策的優先度を踏まえ、我が国は地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」(2013-2018、ザンビア)やSATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」(2019-2024、コンゴ民・ザンビア)を通じて、マールブルグウイルス及びクリミア・コンゴ出血熱ウイルス等の検出及び血清疫学調査方法を開発し、浸潤状況を確認する等、感染症の研究及び探知能力強化を行った。加えて、エボラ出血熱及びマールブルグウイルス病については、迅速診断キットを開発し、エボラ出血熱(ザイールウイルスおよびブンディブギョエボラウイルスを検出可能)については、QuickNavi™- Ebola(デンカ株式会社と北海道大学の共同研究、以下「キット」という)が臨床検体での評価及び医薬品医療機器総合機構による日本国内の製造販売承認に至った。さらに、コンゴ民保健省による同国におけるキットの使用承認を取り付けた⁵他(2024年6月21日～5年間)、ザンビアでは一定数のキットをザンビア国立公衆衛生研究所(ZNPHI)に配置することに合意する等、感染症の対応能力強化を行った。加えて、人獣共通感染症への対策にはワンヘルスアプローチ⁶が重要とされているため、同事業では、人や動物の健康、環境といった分野をまたいだ関係者と会合・情報交換を行う等して、合同サーベイランスをはじめ具体的な連携を促進した。

本事業では、コンゴ民及びザンビアの高リスク地域の病院等にキットを配置し、出血熱の早期探知・警戒・対応にかかる実証を行う。また事業において開発した検査や診断法に関し、標準作業手順書(SOP)、研修教材、症例定義等をまとめ、ガイドライン化し、ワークフローへの組み込みを目指す。事業期間を通じて、対象国外を含め出血熱疑いが発生する際は、キットの活用を試み、成果の発信を行う。このような取り組みを通じて、コンゴ民・ザンビアや周辺国において出血熱が発生した際の早期発見と対応に関する体制構築を支援する。

本事業の実施は、気候変動による環境の変化に伴い拡大が懸念されるウイルス性人獣共通感染症への早期対応を可能にし、両国の保健分野におけるレジリエンスの強化が期待できることから、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC:

⁵ [エボラウイルス抗原迅速診断キット「クイックナビ™—Ebola」のコンゴ民主共和国における国内使用許可取得のお知らせ](#) (2024年8月22日付、デンカ株式会社、国立大学法人 北海道大学)

⁶ 人、動物、それらを取り巻く環境を包括的にとらえ、これらの保全を担う関係者が協力関係を構築し、課題解決のために連携し活動する方法。

Nationally Determined Contributions)」における目標と整合する⁷ものである。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

外務省の「対コンゴ民主共和国国別開発協力方針」(2017年9月改訂)では、重点分野「保健システムの強化」を定め、感染症対策を含む保健人材の能力強化及び保健システム強化に資する協力をを行うこととしている。また、「対ザンビア共和国国別開発協力方針」(2023年9月)において、重点分野(中目標)「社会サービスの向上」の中で、「経済成長を支える社会サービスの向上を目指し、保健・医療サービスのアクセス・質の向上、感染症対策・対応強化に取り組む」としている。また日本政府は「グローバルヘルス戦略」(2022年5月)において、COVID-19の経験を踏まえ平時から予防・備え・対応(Prevention, Preparedness and Response: PPR)の強化に取り組むと表明している。

JICAは、対コンゴ民主共和国 JICA 国別分析ペーパー(2019年6月)において「社会サービス提供の改善」を重点協力分野としており、対ザンビア JICA 国別分析ペーパー(2025年3月)において、「感染症対策・対応(含む人獣共通感染症)」を取り組むべき主要開発課題である「社会サービスの向上」の取組方針として位置付けている。また JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「保健医療」では感染症等への対応の強靭化を通じた人々の生活の基盤となる健康を守る体制作りを謳っておりこれにも合致する他、「感染症対策・検査拠点強化クラスター」戦略ではコンゴ民・ザンビアを重点対象国と設定しており、本事業の活動は同戦略内の「州～コミュニティレベルでの探知・報告能力の向上」及び「国レベルの検査室(トップリファラルラボ)の強化」に合致するものである。

さらに、国際的な脅威となり得る感染症の発生や拡大を抑制し、もって当国国民の健康安全を守ることは、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」、具体的にはターゲット 3.3「熱帯病や肝炎などの感染症への対処」、3.d「健康危機管理能力の強化」の達成に貢献するものである。また、気候変動が原因と考えられる気候の変化等による感染症への対応も期待できることから SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、多様な開発協力機関との調整による事業成果の持続性担保を目指すことから、SDGs ゴール 17「パートナーシップを活用して目標を達成しよう」にも資する。

(3) 他の開発協力機関の対応

⁷ コンゴ民、改訂版NDCの中では温室効果ガスの削減目標を21%（条件付き19%、無条件2%）に引き上げている。ここでは気候変動適応策として、脆弱な人々への基本的な保健サービスへのアクセス改善、気候変動の影響を保健行政へ反映すること等が言及されており、ウイルス性出血熱の早期警戒システム構築を目指す、本事業はコンゴ民主共和国NDCと矛盾が無いと考えられる。また、ザンビアは、そのNDCにおいて2030年までに25%削減（十分な国際支援があった場合、47%）を目指している。保健分野の取り組みとしては、早期警戒システムや長期予測を通じて、保健・インフラ・生産システムの管理を支援するとの気候変動適応策が示されており、本事業はザンビアNDCにも貢献すると考えられる。

コンゴ民において感染症関連に関わる他の開発協力機関として世界保健機関(WHO)、世界銀行(WB)、グローバルファンド、国連児童基金(UNICEF)、米国疾病予防管理センター(USCDC)、米国国際開発庁(USAID)、アフリカ疾病予防管理センター(アフリカ CDC)、米国国立保健研究所(NIH)、フランス開発庁(AFD)、ベルギー開発庁(Enabel)、仏メリュー財団、赤十字等が挙げられる。ザンビアにおける感染症関連に関わる他の開発協力機関としては、WHO、WB、USCDC、アフリカ CDC、英国健康安全保障庁(UKHSA)、UNICEF 等が挙げられる。両国とも定期的なドナーアウトブレイク時の臨時会合を通じて援助協調が行われており、随時活動の調整がなされている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、コンゴ民及びザンビアにおいてウイルス性出血熱のサーベイランスの早期探知にかかる能力強化、ウイルス性人獣共通感染症に対するワンヘルスアプローチの開発、キットの活用促進を行うことにより、キットを使用した人と動物のためのウイルス性出血熱（エボラ出血熱とマールブルグ病）の早期探知システムが開発されることを図り、もってウイルス性出血熱（エボラ出血熱とマールブルグ病）に対する強化されたワンヘルスサーベイランスシステムが対象国において正式に適用されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

コンゴ民およびザンビアの全域、特に両国首都（キンシャサ及びルサカ）とウイルス性出血熱の流行リスク地域

※キット配置の重点地域及び個数はプロジェクト開始後に決定する。

※本邦専門家、ローカルスタッフは、JICA の安全対策措置上で渡航禁止の場所には渡航しない。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：プロジェクト実施機関の研究者、行政官、医療施設・検査施設職員等

最終受益者：コンゴ民及びザンビアの住民（それぞれ約 1 億 9,276 万人、約 2,131 万人⁸⁾）

(4) 総事業費（日本側）

約 3 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 5 月～2031 年 5 月を予定（計 60 力月）

⁸⁾ Population Word Bank, 2024

（6）事業実施体制

- コンゴ民側実施機関：INRB、中央獣医学研究所(LABOVET)、保健省疫学サーベイランス局(DSE)、保健省衛生検査局(DLS)、国立公衆衛生研究所(INSP)
 - ・ プロジェクト・ディレクター：保健省次官
 - ・ プロジェクト・マネジャー：INRB 所長
- ザンビア側実施機関：ザンビア大学獣医学部(UNZA-SVM)、ZNPHI
 - ・ プロジェクト・ディレクター：技術科学省次官
 - ・ プロジェクト・マネジャー：UNZA-SVM 学部長、ZNPHI リファレンスラボラトリーソ長

（7）投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣：チーフアドバイザー、業務調整/サーベイランス、その他双方が合意した領域の専門家（合計：約 90 人月）
※長期専門家はコンゴ民に業務調整 1 名のみ、首都キンシャサ駐在の想定とする。
- ② 研修員受け入れ：双方が合意した領域の研修
- ③ 機材供与：キット、ウイルス分離・検出、抗体測定、個人防護具（PPE）、PC、
基本的な実験室管理、野外サンプリングなどに必要な資機材
- ④ その他：プロジェクト実施に必要なオペレーションコスト（ローカルスタッフ人件費、
研修・会議開催費用等）

2) コンゴ民・ザンビア側

- ① カウンターパートの配置：プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネジャー、本事業実施に必要な行政官、研究者、技術者等
- ② 保健省・研究機関における日本人専門家のための執務・研究スペースの提供
- ③ プロジェクト実施に必要な経費：供与機材の維持管理費、プロジェクト活動費等
- ④ その他：査証取得にかかる支援、現地医療機関の情報共有、免税手続き等

（8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

コンゴ民に対しては、無償資金協力「国立生物医学研究所拡張計画」（2019 年 12 月供与）、技術協力プロジェクト（技プロ）「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」（2020-2024）や SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」を通じて、ナショナルレベルの公衆衛生拠点のハード面・ソフト面整備、感染症対策面の保健システム強化を実施してきている。加え

て現在実施中の個別案件（専門家）「国立生物医学研究所広域研修センター能力強化」や、技プロ「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト フェーズ2」との連携や情報交換を行うことで、同国における検査能力の向上、サーベイランス体制の強化が期待できる。

ザンビアに対しては、無償資金協力「ザンビア大学獣医学部設立計画」(1983-1985)にて UNZA-SVM を新設して以降、複数の技プロや SATREPS、北海道大学との共同研究等により、強固な信頼関係のもと、着実な技術移転が行われてきた。現在ザンビア国内におけるサーベイランス体制は ZNPHI が主導で構築されているが、出血熱の確定診断は UNZA-SVM で実施しており、引き続き UNZA-SVM と連携することでワンヘルスサーベイランス体制強化が期待できる。また、実施中の技プロ「感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト」(2023-2028)における主要カウンターパートは ZNPHI であり、プロジェクト間におけるサーベイランス実施体制等に関する有益な情報共有による円滑かつ効率的な活動が期待できる。

加えて、両国は長期研修「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」の対象国であり、北海道大学を含む本邦研究機関において中核人材育成を継続しており、帰国研修員は本事業で指導的立場となり疫学分析、検査室運営、検査手技等を担うことが期待できる。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

USCDC はコンゴ民においてエボラ出血熱が発生した遠隔地域を中心に検査室の強化や検体移送システムの改善を支援している。同組織との連携により効果的な早期探知システムを整備できる可能性があり、情報収集しながら事業を進める。

またコンゴ民アフリカ CDC において、キットの有効性が確立できれば本部の許可を得たうえで各政府との協議も可能と回答を得たことから、成果 3 にかかるキットの展開にあたりアフリカ CDC と連携することで対象国外におけるアウトブレイク対応への活用が期待される。

ザンビアのサーベイランス分野に関しては、WB が、「Africa Centers for Disease Control and Prevention Regional Investment Financing Project」を通じて ZNPHI に対し P3 検査室の供与に向けた協力、およびそのための人材育成を進めており、同組織と情報交換の上人材育成の内容に重複が生じないように取り組む。

両国の感染症対策分野は解決を要する課題が多くある中で、開発協力機関が適切に情報共有や役割分担を行い、共に協力を推進していく必要があるため案件開始後

も開発協力機関との情報共有を行う。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業は気候変動に起因する異常気象などにより増加が報告されているウイルス性出血熱、人獣共通感染症の早期封じ込めにより、気候変動適応策に資する可能性がある。また、コンゴ民及びザンビアでパリ協定に基づき策定されたNDCと整合している。

3) ジェンダー分類：【対象外】 ■GI ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容／分類理由＞

調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等を設定するに至らなかったため。ただし、ウイルス性出血熱による感染者・死者の男女差はないと一般的に言われているが、男性は野外での野生動物との接触などで感染し、女性はその感染者を自宅で介護することにより感染しやすいことが示唆されている。初期感染者である男性を早期に診断し隔離する事で女性の感染者を減らせる可能性がある。本事業ではこうしたジェンダーによる行動パターンの違い等を考慮したガイドラインやSOPを策定する。また、男女別に疫学分析を行うほか、ジェンダーバランスを考慮し研修受講者を選定する。

（10）その他特記事項：

安全対策：外務省危険レベル2地域、場合によっては安全管理部長承認地域を含む事業実施であるため、JICA安全対策措置の遵守、治安にかかる情報収集、必要な安全対策を行う。また、渡航禁止地域において日本人専門家、ローカルスタッフは活動を実施しない。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：ウイルス性出血熱（エボラ出血熱とマールブルグ病）に対する強化されたワンヘルスサーベイランスシステムがコンゴ民とザンビアにおいて正式に適用される。

指標及び目標値：キットの使用が正式にサーベイランスシステムに統合される。

（2）プロジェクト目標：キットを使用し、人と動物のためのウイルス性出血熱（エボラ出血熱とマールブルグ病）の早期探知システムが開発される。

指標及び目標値：対象となるコンゴ民とザンビアの医療施設のうち、XX%以上がキットを利用するためのガイドラインを適切に遵守できる。

（3） 成果

成果 1：ウイルス性出血熱の早期探知能力が強化される。

指標及び目標値：潜在的な病原体の探知能力が強化される。

成果 2：ウイルス性人獣共通感染症に対するワンヘルスアプローチが開発される。

指標及び目標値：プロジェクト活動に基づいた、人・動物セクターの共同研究が査読付きの論文雑誌で 3 本以上公表される。

成果 3：キットの活用が促進される。

指標及び目標値：アフリカ CDC といった主要なステークホルダーによってアフリカ域内のアウトブレイク発生時にキット活用が検討される。

（4） 主な活動

活動 1-1 出血熱サーベイランスにかかる現状調査を実施する。

活動 1-2 キットの使用承認を取得する。（ザンビアのみ）

活動 1-3 対象医療施設に対するキットの配置計画を策定する。

活動 1-4 キットによるウイルス性出血熱診断のためのガイドライン、SOP、研修資料、症例定義を策定し、診断確認や陽性症例の管理のためのワークフローに組み込む。

活動 1-5 1-3 に基づき対象医療施設にキットと PPE、血液検体の輸送資材等、必要な物品を配置する。

活動 1-6 キットの使用方法と検査後の報告手順に関する研修を実施する。

活動 1-7 バイオセーフティ/セキュリティを確保し、人獣共通感染症対策のための基礎研究、診断活動のために、検査室の維持管理および運営能力を強化する。

活動 1-8 実績に基づきキットの使用状況報告書を作成し、必要に応じ SOP や関連文書を改訂する。

活動 2-1 国、州レベルで、迅速に人獣共通感染症および人と動物の健康に関する疾患情報を共有するための協調メカニズムを開発する。

活動 2-2 人のウイルス性出血熱に対応するため、検査後の報告フローを含めた野生動物および家畜のスクリーニング計画を策定する。

活動 3-1 1-8 の報告書に基づき、キットの性能に関する分析と評価を行い包括的な報告書を作成する。

活動 3-2 アフリカ CDC、USCDC、WHO などの関係機関を対象に、ウイルス

性出血熱の早期診断に関するワークショップを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

対象州で研修を受けたカウンターパートの大多数が成果達成に影響を与える程度にまで離職しない。

(2) 外部条件

コンゴ民・ザンビアの政治・経済状況、治安情勢、災害・公衆衛生にかかる状況について事業実施に適した状態が続く。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ケニア「2008-2010 年度ケニア HIV/AIDS 対策計画」の事後評価（2015）では医療施設に配布後の調達品・検査キットの品質のモニタリングは行われておらず、品質を維持したまま保管・活用したかの判断ができなかった。本事業においても、必要な迅速診断キットの品質・在庫管理は重要になる。キットの検査性能評価は先行案件である SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」で確認されているが、使用期限を越えないように、計画的に活用する必要がある。

また南アフリカ「南部アフリカにおける気候予測モデルをもとにした感染症流行の早期警戒システムの構築プロジェクト」の事後評価（2024）では、多くの機関が関わる事業は、円滑かつ効果的な調整が難しい傾向にあることに加え、事業関係者が主に研究者であり、様々な機関との調整に慣れていないことが多いことから、受入国・地域に駐在する JICA 専門家が果たす役割の重要性が指摘されている。本案も、複数国の複数機関との連携が社会実装定着の鍵となることから、適切な人員配置を担保する必要がある。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ウイルス性出血熱のサーベイランス強化を通じて、対象国の健康増進に資するものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献する。また、気候変動が原因と考えられる気候の変化等による感染症への対応も期待できることから SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に資する。本事業は SATREPS 事業を広く展開するものであり、多様なステークホルダーとの協業が必要不可欠であることからゴール 17「パートナーシップを活用して目標を

達成しよう」にも貢献し、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始時：モニタリングシート Ver1 について相手国実施機関と確認

事業実施中：6 か月ごとにモニタリングシートを相手国実施機関と協同で作成する。作成にあたっては合同調整委員会（JCC）を活用する。

事業終了時：事業終了 3 か月前に専門家は相手国実施機関と協同で事業完了報告書案を作成し、JCC 等で合同レビュー経て確定させる。

以上